

入札契約制度の見直しについて

本市の建設工事に係る入札契約制度につきましては、これまでも様々な改善に取り組んでまいりましたが、より一層の公正性、透明性、競争性の向上を図るとともに、地元業者の経営の安定による地域経済の活性化並びにダンピング受注の抑制による労働条件の改善及び品質の確保を図るため、下記のとおり入札制度を見直します。

1. 建設関連業務委託の最低制限価格の算出基準を見直します。

業種区分	見直し後				見直し前			
	A	B	C	D	A	B	C	D
測 量	直接測量費	測量調査費	—	<u>諸経費の50%</u>	直接測量費	測量調査費	—	諸経費の30%
建築関係コンサルタント	直接人件費	特別経費	<u>技術料等経費の100%</u>	諸経費の50%	直接人件費	特別経費	技術料等経費の50%	諸経費の50%
土木関係コンサルタント	直接人件費	直接経費	<u>技術経費の100%</u>	諸経費の50%	直接人件費	直接経費	技術経費の50%	諸経費の50%
補償関係コンサルタント	直接人件費	直接経費	<u>技術経費の100%</u>	諸経費の50%	直接人件費	直接経費	技術経費の50%	諸経費の50%
地 質 調 査	直接調査費	間接経費	解析等調査業務費の70%	<u>諸経費の50%</u>	直接調査費	間接経費	解析等調査業務費の70%	諸経費の30%

◎最低制限価格はA～Dの合計額

注：最低制限価格の上限値は
 ・地質調査業務 予定価格の85%
 ・その他の業務 予定価格の80%

2. 建設工事における中間前金払制度を見直します。

見直し後	見直し前
<u>契約時における中間前金払か部分払の選択を不要とし、建設業者が資金を必要としているときにどちらかを選択して請求できる。</u>	契約時に中間前金払か部分払のどちらかを選択し、その後の変更はできない。
<u>中間前金払受領後においても部分払を請求できる。</u>	中間前金払受領後は部分払を請求できない。

- これまで契約時に提出していた「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」の提出は不要となります。

※下線表示のあるところが今回見直しする部分

3. 総合評価落札方式の技術評価項目と配点の一部を見直します。

見直し後	
項目	内容
市工事成績評定点	<u>過去3か年の工種ごとの工事成績評定点の平均値により評価（配点5点）</u>
優良工事表彰状況	過去10か年（ <u>公告日の属する年度を含む</u> ）における受賞の有無により評価（配点2点）
宇都宮まちづくり貢献企業認証制度認証取得状況（宇都宮版CSR）	宇都宮まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価（配点1点）



見直し前	
項目	内容
主観的事項審査点	入札参加資格審査時の主観的事項審査点により評価（配点4点）
優良工事表彰状況	過去10か年（ <u>公告日の属する年度を含まない</u> ）における受賞の有無により評価（配点2点）
地域活動の実績	個別工事ごとに定めるボランティア活動実績の有無により評価（配点1点）
災害時等への地域貢献	入札参加申請時現在における市との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録の有無により評価（配点1点）

4. 暴力団排除の取組を強化します。

◎暴力団員等から不当介入を受けた際の警察への通報及び市への報告を義務付けます。 ※（共通事項及び指名競争入札の心得に追加）

◎指名停止基準を改正します。

- ① 役員等が暴力団員である場合
- ② 不正利益のため暴力団員を利用している場合
- ③ 暴力団員に対し資金提供を行っている場合
- ④ 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ⑤ 暴力団員と知りつつ不当に利用している場合（新設）
- ⑥ 不当介入を受けたにもかかわらず、通報報告義務を怠った場合（新設）

※後日、市ホームページに詳細を掲載しますのでご覧下さい。

※下線表示のあるところが今回見直しする部分

以上の見直しは平成22年4月1日以降に公告または指名する案件から適用します